

消費者被害防止サポーター育成・活動支援事業業務委託 仕様書

1 業務名

消費者被害防止サポーター育成・活動支援事業

2 業務目的

昨今高齢者等を狙った靈感商法を含む悪質商法に係る消費生活相談は依然として多い傾向にあり、埼玉県内における高齢者の消費生活相談割合は高止まりの状況にある。そこで、高齢者等の消費者被害を防止するためには、地域における高齢者等への啓発や見守り体制をより一層強化することが求められる。そのため、地域における高齢者等への啓発や見守り体制を強化し、消費者被害の防止・早期発見のための活動が円滑に実施されるよう、地域で啓発や見守り活動を行う消費者被害防止サポーターの育成・活動支援を行う。

なお、令和6年度末現在、サポーターは全県で1,130人登録されている。

3 業務内容

(1) 消費者被害防止サポーター基礎講座の企画・運営

消費生活に関する身近なサポーターとして、啓発などの取組を地域でボランティアとして活動する人材を養成し、県内全市町村でサポーター登録者がいる体制を維持できるよう、次のとおり講座を企画、運営する。

ア 回数

1日間程度の講座とし、サポーターの現在の市町村別登録状況を考慮したうえ、3回開催することとし、うち1回はオンラインでの開催とする。

イ 内容

サポーター活動（市町村広報啓発事業への参画、啓発講座への協力、見守り活動、消費生活トラブルに対する注意喚起、助言など）に必要な基本的知識を習得する、次のような内容を基本に企画する。

- ・灵感商法を含めた昨今の消費者問題や消費生活に関わる各種制度について
- ・消費者行政の仕組み、消費者に関わる法律の基礎的知識
- ・最近の相談事例と啓発活動の紹介 など

ウ 受講料

無料

エ その他

受講後希望した者に登録証を交付する。

(2) 消費者被害防止サポーターフォローアップ研修の企画・運営

サポーターのスキルをアップさせるため、次のとおり研修を企画、運営する。

ア 回数

サポーターの市町村別登録状況を考慮したうえ、6回開催することとし、うち1回はオンラインでの開催とする。

イ 内容

サポーター活動（市町村広報啓発事業への参画、啓発講座への協力、見守り活動、消費生活トラブルに対する注意喚起、助言など）に必要な知識を習得する、次のような内容を基本に企画する。

- ・ 靈感商法を含めた近年の消費者被害の事例と未然防止対策の必要性
- ・ 直近の消費生活相談の概要
- ・ 消費者に関わる法律の専門的知識
- ・ 啓発活動例、啓発講座の組み立て方 など

ウ 受講料

無料

エ その他

消費者被害防止サポーター交流会（地域別）と同時に開催する

（3）消費者被害防止サポーター交流会の企画・運営

消費者被害防止サポーター同士や市町村消費者行政職員との連携を深めるため、（2）に続けて、次のとおり交流会を企画、運営する。

ア 内容

サポーター活動に必要な知識を習得するとともに、サポーター同士や市町村消費者行政職員との交流の活発化やサポーターの活動機会の拡充に資する次のような内容を基本に企画する。

- ・ サポーターのグループ化を促すグループワーク
- ・ サポーターグループや個人での活動事例の情報共有
- ・ 市町村によるサポーター活用事例の情報共有 など

イ 参加料

無料

ウ その他

消費者被害防止サポーター交流会（地域別）については、消費者被害防止フォローアップ研修に続けて開催する。

（4）消費者被害防止サポーターニュースなどの発行

サポーター向け各種講座の開催情報や市町村と連携したサポーターの活動事例などの情報を提供する「サポーター通信」を年1回製作、発行する。また、各種講座の開催報告やサポーターの活動状況などを掲載した「サポーターニュース」を年2回製作、発行する。

（5）ホームページの管理・運営

各種講座の開催情報などについて発信を行うため、ホームページの更新及び管理、運営を行う。

（6）アンケートの実施

サポーターの活動内容について状況を把握するために、年1回、サポーター向けアンケートを行い、アンケート結果を取りまとめる。

4 実績報告

事業の実施状況、実績のわかる資料を添付し、県からの求めに応じ、随時提出すること。

5 その他

- (1) 受託者は本事業担当者を置き、県担当者と事業計画等について連絡調整をとりながら進めるものとする。
- (2) この仕様書に定めのないものは、県と協議を行い定めるものとする。